

平成 28 年 2 月 18 日

債権者各位

広島県廿日市市峠字権現 245 番地 68  
株式会社 健翔大木  
代表取締役会長 松井秀夫

### 略式合併公告

当社は、平成 28 年 2 月 4 日開催の当社取締役会において、平成 28 年 4 月 1 日を効力発生日として、合併により株式会社大木（東京都文京区音羽二丁目 1 番 4 号）に権利義務全部を承継させて解散することを決議いたしました。これにより、株式会社大木は当社の権利義務全部を承継して存続し、当社は解散することとなりますので、下記のとおり公告いたします。

また、当社は会社法第 784 条第 1 項、株式会社大木は同第 796 条第 2 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。なお、株式会社大木は、当社の全株式を所有しておりますので、この合併による株式会社大木の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

### 記

1. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内にお申し出ください。
2. 合併当事会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
(株式会社大木)  
金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。  
(当社)  
平成 27 年 7 月 24 日付官報 63 頁（号外第 167 号）

以上